

議員提出議案第5号

議案第27号令和8年度琴浦町一般会計予算に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年3月25日 提出

提出者 琴浦町議会議員 大平高志

賛成者 同 金光敦

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

議案第 27 号令和 8 年度琴浦町一般会計予算に対する附帯決議

令和 8 年度琴浦町一般会計予算について、以下の課題に対し事業の適切な運用と改善を求めるため、本附帯決議を行う。

記

令和 8 年度琴浦町一般会計予算について予算・決算審査特別委員会において審査したところ、新規事業である分庁舎「ZEB 化詳細設計業務」3950 万 2 千円について、次年度以降に総工費 4 億円強となる高額な事業化を見込んでいることが判明した。

また、①「東伯文化センター空調更新工事」では、工事請負費 759 万 1 千円に対し設計委託料がその約過半となる 385 万円も計上されるなど積算根拠について疑義が委員から示されている。

こうしたことは、②「東桜ヶ丘ブロック塀撤去新設工事」2 億 6851 万 8 千円についても同様で、総事業費の 3 分の 1 近くを間接費が占めることが判明したばかりか、同委員会において前田議長から「私の地元のことなんで、三回くらい上京して、国会議員の先生にご指導いただいた」との発言がなされるなど、予算化に至るまでの経緯について不明な事態が発生している。財政的に厳しい中であっても実施すべき事業について否定するものではないが、予算管理を厳格に行い、町民や議会に対してどの様に政策の優先順位が付けられたか明確にする必要がある。

このため、これら令和 8 年度一般会計予算の執行にあたっては、地方自治法第 2 条第 14 項に基づき最小の経費で最大の効果を挙げる事に務めるとともに、適時議会へ報告を行うなど透明性の向上を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 8 年 3 月 25 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会